

平成31年度省エネ 事前準備資料(事業主様向け)

No.	必要書類	解説(省エネの場合)
1	商業登記簿謄本	コピー不可 発行後3カ月以内(2019年5月以降)のもの。個人事業主の場合は税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しをご用意ください。
2	建物登記簿謄本	コピー不可 発行後3カ月以内(2019年5月以降)のもの。
3	役員名簿	社名 役職名 性別 氏名(漢字) 氏名(ひらがな) 生年月日
4	会社情報	会社及び事業所のパンフレット、ホームページ写しなど、無い場合はフォーマットをお渡ししますので作成してください。(営業資料可、資本金・従業員数・業種・会社名が入ったもの)
5	決算書 (直近1年分の単独決算の貸借対照表は必須)	5月々までは可能な限り最新分の決算書の写し。(債務超過では無い事)なお、6月々であっても、審査中に求められる可能性がありますので作成が完了しましたら、お送り頂きますようお願い致します。
6	電気料金	電力会社の請求書。平成30年3月～平成31年4月の14か月分。
7	ガス料金	ガス会社の請求書。平成30年3月～平成31年4月の14か月分。
8	重油・軽油等の料金	その他エネルギー使用に関する請求書・領収書。平成30年3月～平成31年4月の14か月分。事業所内の設備にて使用分。
9	ご担当者様連絡先	ご担当者様のお名刺を添付。(申請書の内容についての問い合わせ窓口)※エネマネを導入しない事業の場合、補助金執行団体からお客様に直接お電話が入ります。
10	事業計画書	改修工事業業についての計画書(様式あり)
11	事業場平面図・敷地図	無い場合はご相談ください
12	株主等一覧表	中小企業者のみ必須、指定様式あり
13	設備設置承諾書	申請者様が店子の場合のみ、建築物の所有者の承諾書が必要とまります。

※2019/5/14現在、申請条件が公開された為、一部文言を修正しております。

また、【No.12 株主等一覧表】は様式が指定されていますので、様式が公開され次第連携致します。

※事業場の総使用エネルギーが1500kl/年を超える場合、別途用意する資料がございます。

◆以下は申請時に有れば合格しやすくなる加点項目です。

14	環境自主行動計画	御社にて策定しているものがありましたら、展示している事が分かる形で写真撮影頂き、データをお送りください。無いようでしたら弊社の方で作成しますのでご連絡願います。(作成後に御社内で掲載・撮影頂く必要があります)
15	賃上げに関する取り組む企業を証明する資料	取り組みを行っていらしたら、資料と証拠となる書類(決算書で分かるようなら『No.5決算書』の1年前の資料)を合わせてコピーをお送りください。
16	中長期計画書	計画書を作成済みの事業者様はお送りください。作成を考えている事業者様は下記URLをご確認頂きながら作成をお願い致します。なお、申請書類として提出する場合は、各地区の経済産業局に受理された状態(書類に捺印されます)のコピーが必要です。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/

